

ベトナム商標法について



作成 2016年11月15日
改訂 2018年2月19日

0. はじめに

ベトナムは、人口約9,170万人で世界第12位（2013年）の国である。

国土はインドシナ半島の東岸に細長く、南シナ海に面して北は中華人民共和国、西はラオス、南西はカンボジアと国境を接し、総面積は329,560 km²。日本と比べやや小さいが人口と国土は同程度といえる。

近年の経済動向は、1986年から開始した市場経済システムの導入と対外開放化を柱としたドイモイ（刷新）路線を継続、構造改革や国際競争力強化に取り組んでいる。

その結果、1989年頃よりドイモイの成果が上がり始め、1995～1996年には9%台の経済成長率を記録。アジア経済危機の影響から一時成長が鈍化したものの、海外直接投資の順調な増加も受けて、2000年～2010年の平均経済成長率は7.26%と高成長を達成。2010年に（低位）中所得国となった。



「地域別インデックス（ベトナム）」
（外務省HP）より引用

また日本との関係では、日本はベトナムにとって最大のODA援助国であり、ベトナムの基幹インフラを建設・支援するとともに、日系企業の進出も進出企業数が500を超えるなど盛んである。

海外進出を進める上では、現地の法制を理解しておくことが肝要であり、とりわけ知的財産法に関しては、もともと法改正が盛んな分野であり、また模倣品被害が深刻な問題となることからその重要性は高い。

現行のベトナムにおける商標に関する法規定は、2005年に成立し、2006年7月1日から施行された知的財産法である。また、ベトナムは2006年7月11日からマドリッド協定議定書にも加盟している。

なお、ベトナムでは、ソフトウェアのインフラとして法律分野において日本の法整備支援が大きな役割を果たしている。

※2018年1月15日より改正法施行※

【全8頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

- ・ 大阪法務戦略部長 : 八谷 晃典 (大阪本部在籍)
- ・ 東京法務戦略部長 : 石黒 智晴 (東京本部在籍)
- ・ TEL (大阪) : 0 6 - 6 3 5 1 - 4 3 8 4 (代表)
- ・ TEL (東京) : 0 3 - 3 4 3 3 - 5 8 1 0 (代表)
- ・ E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

- ・ 当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
- ・ 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。是非ご参照下さい。

- ・ < 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
 - ・ < 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
 - ・ < 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
 - ・ < 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
 - ・ < 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
- ※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。

